

## 「教育費無償化」の前進を求める要望意見書

国は、2010年度から「公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度（高校無償化）」を始めました。これは、教育の機会均等を保障するものとして国民から大いに歓迎されました。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校で68万5千円、授業料不徴収となったにもかかわらず公立高校で23万7千円と、依然として家計の中で大きなものとなっています。長引く不況のもとで所得が下がり、これ以上の教育費負担は困難という家庭も増えています。そうした実情を受け、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれています。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界があります。教育を受ける権利が自治体の財政力に左右されてはなりません。国は責任をもって教育費の父母負担軽減をすすめる必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

「高校無償化」について、文部科学省は、2014年度以降の「所得制限のあり方」を検討することを明らかにしています。それは、予算を増やすのではなく、その枠の中で低所得者対策として「高校無償化」を行うことを意味し、制度本来の趣旨とは異なるものです。この法律の附帯決議では、「教育の機会均等をはかる観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とあります。

昨年、国は、国際人権規約社会権規約13条の留保を撤回し、高校・大学の無償教育の漸進的導入を国際的に宣言しました。これは、国が、授業料無償化や給付制奨学金はもちろん、誰もがお金の心配なく大学まで学べるようにする施策を行うということで、世界的に見れば当たり前のことです。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、大空町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 国は、「高校無償化」の維持・拡充をすすめること。
- 2 国は、高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 伊 吹 文 明
- ・ 参議院議長 平 田 健 二
- ・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
- ・ 総務大臣 新 藤 義 孝
- ・ 財務大臣 麻 生 太 郎
- ・ 文部科学大臣 下 村 博 文